緊急災害時の児童の引き渡しマニュアル

1． 避難場所 ①

結ぎふと　　：　屋宜原公民館　北中城村字屋宜原620　電話098-930-0195

こどもるーむぎふときっずきらり

：　島袋公民館　北中城村字島袋102　電話 098-932-6822

おしごとれんしゅう教室

：　島袋公民館　北中城村字島袋102　電話 098-932-6822

避難場所 ②　**※避難場所①への移動が不可能な場合には避難場所②へと避難する。**

全事業所　：　イオンモール沖縄ライカム

北中城村字ライカム１番地　電話098-930-0425

2． 目的及び実施の理由

①児童の安全が確保できない恐れがある非常災害が発生した場合、臨時帰宅に伴い児童のお迎えを保護者に要請し、児童を安全に保護者に引き渡すため。

②余震が続く場合、今後も心配されるため。

3． 引き渡しのめやす

地震

〇北中城村又は近隣の市町村において、震度５強以上の地震が発生した場合

〇内閣府又は沖縄県より地震に対して「警戒宣言」が出された場合

〇送迎路や家屋に損傷がみられ、事業所の送迎が困難と判断される場合

火災

〇事業所が激しい火災に見舞われた場合

水害

〇近隣の道路が洪水等により、通行することが危険な場合

不審者の侵入等

〇事業所内に不審者が侵入し、児童、従業員に危害が及んだとき、若しくは及ぶ恐れがある場合

〇事業所地区内に不審者が出没し、実害があったり、児童に危害が及ぶ事態が予測される場合

その他

〇会社代表が引き渡しを必要と判断した場合

以上のような場合には、メール配信等を利用して、ご家族へ連絡をし引き渡しを行います。ただし、災害時となると以下のような場合が考えられます。

<メール配信等による情報が入ってこない場合>
①まずは、事業所に通所している他のご家族に確認してください。
②情報が不十分で、不安な場合は事業所へ来所し状況の確認をしてください。

４．地震時のご家庭での対応

〇来所前に、震度５強以上の地震が発生した場合

・自宅待機をしてください。
・事業所等に被害ないことが確認でき、配信が可能な場合、メール配信により事業所再開の連絡をします。

〇来所後に、震度５強以上の地震が発生した場合

・保護者は、児童をお迎えに来てください。他児童の安全確保のため事業所より送迎は行いませんのでご理解ください。
・児童の引き受けに来所した際には、「引き渡しカード」の引受欄に署名をしていただき、従業員に声掛けをお願いします。

〇送迎中に、震度５強以上の地震が発生した場合

・送迎出発直後ならば、事業所へ戻り引き渡し手順に従って引き渡しを行います。
送迎出発後、時間が経過していた場合には、従業員がご家族に電話連絡にて児童の安否確認を行います。
・従業員には、送迎中に建物が倒壊する大きな揺れの場合は、近隣の避難所に避難し事業所へ連絡をいれるよう指導しております。

〇屋外活動中において、震度５強以上の地震が発生した場合

・事業所に戻ることができる場合、事業所にて引き渡しをします。
事業所に戻ることができない場合、現地にて引き渡しを行うか、その後の対応をメール配信等にてお知らせします。

〇休日中に、震度５強以上の地震が発生した場合

・メール配信等にて、事業所の開所状況等をお知らせします。